

三田市と学校法人湊川相野学園との連携協力に関する協定書

三田市（以下「甲」という。）と学校法人湊川相野学園（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、まちづくり、子育て支援、生涯学習、高齢者福祉、地域防災などの分野において互いに協力し、三田市民の福祉向上と湊川相野学園の発展等に寄与することを目的とする。

（協力項目）

第2条 甲及び乙は、次の事項について協力する。

- （1）まちづくりに関する事項
- （2）子育て支援に関する事項
- （3）生涯学習に関する事項
- （4）高齢者福祉に関する事項
- （5）地域防災に関する事項
- （6）その他甲及び乙が協議して必要と認める事項

（経費）

第3条 甲及び乙が連携協力するための経費の負担については、甲及び乙が協議のうえ決定する。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日からその年度の3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙のいずれからも終了の申し入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（推進体制）

第5条 本協定に基づく取り組みを効果的に推進するため、甲及び乙がそれぞれ連絡調整の責任者を定めるものとする。

（協議）

第6条 協力の形態、協力による成果の利用条件、その他本協定に定めのない事項または変更を必要とする事項については、甲及び乙が協議のうえ、これを決定する。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、協定書を2通作成し、甲及び乙が署名捺印のうえ、各々1通を保管する。

平成26年11月12日

甲 三 田 市 長

竹内 良 暁

乙 学校法人湊川相野学園理事長

浅井 祐 子

